

議案第九十号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部改正について

次のとおり町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六号第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅乙

昭和四十四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

写

三朝町条例第 号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部を改正する条例

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）並びに」を削る。

第四条中「町税の納期は」の下に「三朝町税条例第 条及び第 条並

びに三朝町国民健康保険税条例第 条の規定にかかわらず」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。